

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	広島県	
3. 市区町村名	広島市	
4. 届出番号	21	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	子どもの保護者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成28年3月29日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	38	
10. 保護評価書の名称	広島市こども医療費補助条例による子どもに係る医療費の補助に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%BA%83%E5%B3%B6%E7%9C%8C%E5%BA%83%E5%B3%B6%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=11&opn_date_from_day=24&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=2&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 広島市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	広島市こども医療費補助条例(昭和48年広島市条例第102号)による子どもに係る医療費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広島市個人番号の利用に関する条例 別表第1 7の項 広島市こども医療費補助条例(昭和48年広島市条例第102号)による子どもに係る医療費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	広島市こども医療費補助条例(昭和48年広島市条例第102号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、(子ども)に係る医療費の一部を補助することにより、(子どもの保健の向上を図り、もって子どもの健やかな成長に寄与すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		広島市こども医療費補助条例(昭和48年広島市条例第102号) 広島市こども医療費補助条例施行規則(昭和48年広島市規則第103号)